

平成31年3月20日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課 特別支援教育推進室

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成30年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成31年(2019年)3月20日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
美祢市立 於福小学校	校長	西村 慶代	28年	平成31年3月15日 死亡退職

Table 1. Summary of the study design and data collection

Phase	Duration	Sample Size	Measurements	Notes
Baseline	1 week	100	Height, weight, blood pressure, heart rate	Initial assessment
Intervention	12 weeks	100	Height, weight, blood pressure, heart rate, body composition	Active treatment period
Follow-up	12 weeks	100	Height, weight, blood pressure, heart rate, body composition	Post-treatment assessment

議案第2号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）
の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成31年（2019年）3月20日

山口県教育委員会

県立防府総合支援学校の項中「42」を「38」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中「35」を「33」に、
「16」を「24」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「33」を「36」に改め、同表山口県立下関南総合
支援学校の項及び山口県立萩総合支援学校の項中「30」を「22」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立山口農業高等学校の項中「西村分校は、平成31年度から生徒募集を行う。」を削り、同表山口

県立宇部高等学校の項中

普通科	3	160
理数科	3	—

を

普通科	3	160
-----	---	-----

に改め、「全日制課程理数科は、平成29年度から

生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立下関西高等学校の項中

普通科	3	160
理数科	3	—

を

普通科	3	160
-----	---	-----

に

「全日制課程理数科は平成29年度から、定時制課程普通科は」を「定時制課程普通科は、」に改め、同表山口県

立下関工業高等学校の項を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「27」を「22」に改め、同表山口

県立田布施総合支援学校の項中「38」を「46」に、「8」を「16」に改め、同表山口県立周南総合支援学

校の項中「25」を「28」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「41」を「30」に改め、同表山口

新旧対照表

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略)

山口県立山口農業高等学校	山 口 市	本 校	生物生産科	3	40										
			食品工学科	3	40										
			環境科学科	3	40										
			生活科学科	3	40										
		西市分校	総合学科	3	40										
山口県立宇部高等学校	宇 部 市	本 校	普通科	3	160										
			人文社会科学科	3	40										
			自然科学科	3	40										

(略)

山口県立下関西高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	-						定時制課程普通科は、平成31年度から生徒募集を停止する。
			人文社会科学科	3	40										
			自然科学科	3	40										

(略)

山口県立下関双葉高等学校	下 関 市	本 校				昼	総合学科	3以上	40						
						夜	総合学科	3以上	40						
山口県立下関工科高等学校	下 関 市	本 校	機械工学科	3	80	夜	機械科	3又は4	-						定時制課程機械科は、平成31年度から生徒募集を停止する。
			電気工学科	3	70										
			建設工学科	3	40										
			応用化学工学科	3	35										

(略)

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学生定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学生定員	学科	第1学生定員	学科	修業年限	

(略)

山口県立山口農業高等学校	山 口 市	本 校	生物生産科	3	40										西市分校は、平成31年度から生徒募集を行う。
			食品工学科	3	40										
			環境科学科	3	40										
			生活科学科	3	40										
		西市分校 総合学科	3	40											

山口県立宇部高等学校	宇 部 市	本 校	普通科	3	160										全日制課程理数科は、平成29年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—										
			人文社会科学科	3	40										
			自然科学科	3	40										

(略)

山口県立下関西高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	—							全日制課程理数科は平成29年度から、定時制課程普通科は平成31年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—											
			人文社会科学科	3	40											
			自然科学科	3	40											

(略)

山口県立下関双葉高等学校	下 関 市	本 校					昼	総合学科	3以上	40						
							夜	総合学科	3以上	40						

山口県立下関工業高等学校	下 関 市	本 校					夜	機械科	3又は4	—						定時制課程機械科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
--------------	-------	-----	--	--	--	--	---	-----	------	---	--	--	--	--	--	------------------------------

山口県立下関工科高等学校	下 関 市	本 校	機械工学科	3	80	夜	機械科	3又は4	—							定時制課程機械科は、平成31年度から生徒募集を停止する。
			電気工学科	3	70											
			建設工学科	3	40											
			応用化学工学科	3	35											

(略)

改 正 案

別表

2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部						備考
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学 科	修 業 年 限	第1学年生徒定員	専 攻 科			
										学 科	修 業 年 限	第1学年生徒定員	
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校			6	3	普通科	3	22				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校			6	3	普通科	3	46				
							産業科	3	16				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	28				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	30				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校			6	3	普通科	3	38				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	33				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	24				
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校			6	3	普通科	3	36				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校			6	3	普通科	3	60				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	22	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本 校			6	3	普通科	3	22				

現 行

別表
2～3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備 考	
			保育 年限	幼児 収容 定員	修業 年限	修業 年限	学 科	修 業 年 限	第1 学年 生徒 定員	専 攻 科			
										学 科	修 業 年 限		第1学 年生 徒定 員
山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校			6	3	普通科	3	27				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校			6	3	普通科	3	38				
							産業科	3	8				
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	25				
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校			6	3	普通科	3	41				
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校			6	3	普通科	3	42				
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	35				
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	16				
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校			6	3	普通科	3	60				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	30	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下 関 市	本 校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩 市	本 校			6	3	普通科	3	30				

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 平成 28 年 4 月に下関工科高等学校を開校して、下関工業高等学校を募集停止したことに伴い、平成 30 年度末をもって下関工業高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。
- (2) 平成 31 年 4 月に山口県立山口農業高等学校西市分校を開校するため。
- (3) 平成 29 年 4 月に宇部高等学校及び下関西高等学校の理数科を募集停止したことに伴い、平成 30 年度末をもって同科の在籍者がいなくなり、同科が廃止となるため。
- (4) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。

2 概 要

- (1) 別表の 1 の表山口県立下関工業高等学校の項を削除する。
- (2) 別表の 1 の表山口県立山口農業高等学校の項のうち、備考を削除する。
- (3) 別表の 1 の表山口県立宇部高等学校の項及び山口県立下関西高等学校の項のうち、理数科を削除する。
- (4) 別表の 4 の表岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、周南総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、下関南総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

報告事項

番号	件名	主管課
1	2020年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱について	教職員課
2	平成30年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について	高校教育課
3	いじめ防止等に向けた今後の取組について	学校安全・体育課

2020年度(2019年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、2020年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

選考区分	志願区分(校種等)	教科(科目等)	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術、書道)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
高等部		国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、福祉 高等部の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	養護教諭		
障害者を対象とした選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
教職大学院修了見込者特別選考		全ての志願区分(校種等)の教科(科目等)	
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育、芸術(音楽、美術、書道)	
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校	
博士号取得者特別選考		高等学校の理科	
看護科・理療科教諭特別選考		高等学校の看護、特別支援学校高等部の理療	

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあつては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。

ただし、以下の1~10に示す組合せについては併願が可能です。(いずれか一つの組合せに限ります。)

なお、4~10については、第1志願と第2志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

	選考区分	第1志願	第2志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	特別支援学校中学部	小学校
4	一般選考	中学校音楽	特別支援学校中学部音楽
5	一般選考	中学校美術	特別支援学校中学部美術
6	一般選考	高等学校芸術(音楽)	特別支援学校高等部芸術(音楽)
7	一般選考	高等学校芸術(美術)	特別支援学校高等部芸術(美術)
8	スポーツ・芸術特別選考	中学校保健体育	高等学校保健体育
9	スポーツ・芸術特別選考	中学校音楽	高等学校芸術(音楽)
10	スポーツ・芸術特別選考	中学校美術	高等学校芸術(美術)

【注】第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)~(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

(2) 受験年齢について

昭和45年4月2日以降に生まれた者

※ 第一次試験免除者Aにあつてはこの限りではありません。

(3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は2020年3月31日までに取得見込みの者

- ただし、次の志願区分（校種等）及び教科（科目等）については、それぞれに掲げる要件も満たす者
- ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。
 - イ 高等学校の芸術（書道）を志願する者は、書道の普通免許状に加え、高等学校教諭の国語の普通免許状が必要です。
 - ウ 高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、情報の普通免許状に加え、高等学校教諭の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。
 - エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。
 - オ 社会人特別選考における高等学校の工業若しくは水産又は看護科・理療科教諭特別選考を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿掲載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(4) その他

各選考区分における要件に該当する者

ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に（出願時点で）教職大学院に在籍し、2020年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

- ① 現に（出願時点で）民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの
なお、高等学校の工業又は水産を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの
- ③ 過去5年間（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）に、国公立の青少年教育施設（青少年自然の家等）において、通算2年以上勤務した経験を有する者（非常勤を除く。）

エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成26年4月1日以降のものに限る。

□ スポーツ分野（※）

- ① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者（ただし団体戦の場合には、正選手であった者）又はその者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

□ 芸術分野

- ③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

平成30年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

キ 看護科・理療科教諭特別選考

相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）

5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実技【注3】 集団面接	適性検査 個人面接 集団面接 小論文 実技【注4】
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 実技【注3】 集団面接	
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注3】	
スポーツ・芸術特別選考 看護科・理療科教諭特別選考	個人面接 集団面接	

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校又は特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者A	<p>○昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>平成31年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成31年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、平成31年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）</p> <p>ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>

7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

2019年5月10日（金）予定

(2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は65円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（☎083-933-4550）

8 志願書類の受付等

(1) 受付窓口（提出先）

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

(2) 受付期間

2019年5月13日（月）～5月31日（金）

(3) 出願時の留意事項

（持参する場合）

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。ただし土日は除きます。

（郵送する場合）

2019年5月31日（金）の消印のものまで受け付けます。

（インターネットによる場合）

一般選考（一部を除く。）及び山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に限り、出願ができます。

なお、2019年5月13日（月）午前9時～5月24日（金）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

(4) 障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、志願書に記載するとともに、出願時に申し出てください。

受験上の配慮例：車椅子の使用、試験時間の延長、実技試験の免除 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

9 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期日	2019年7月13日（土）、14日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 國學院大學たまプラーザキャンパス（横浜市）【注1】

【注1】東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

○一般選考（小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産、福祉））

○教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））

○社会人特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））

○山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

○博士号取得者特別選考

【注2】障害者を対象とした選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期日	小学校：2019年8月24日（土）～27日（火） （予備日：8月31日（土）、9月1日（日）） 小学校以外の志願区分（校種等）：2019年8月24日（土）、25日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、山口県立山口農業高等学校 ※[東京会場]では実施しません。

10 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿掲載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、2019年8月6日（火）に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果（採用候補者名簿掲載予定者）の発表は、2019年10月2日（水）に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に搭載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、2020年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に搭載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「2020年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に搭載しません。
- 採用については、採用候補者名簿掲載予定者を採用候補者名簿に搭載し、採用候補者名簿に搭載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿掲載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 2020年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、2022年度採用候補者名簿に搭載します。
 - ・2022年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
 - ・2022年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 2020年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、2021年度採用候補者名簿に搭載します。
 - ・2021年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
 - ・2021年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

11 主な変更点

<社会人特別選考の対象者に青少年教育施設勤務経験者を追加>

社会人特別選考については、民間企業等経験者又は青年海外協力隊等派遣経験者を対象としています。次の者も対象とします。

- 過去5年間（平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）に、国公立の青少年教育施設（青少年自然の家等）において、通算2年以上勤務した経験を有する者（非常勤を除く。）

12 【予告】2021年度（2020年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験の変更予定

<「選考に当たっての考慮事項」において対象となる英語資格の変更>

「選考に当たっての考慮事項」において対象となる英語の資格・検定試験を、「英語4技能試験情報サイト」（<http://4skills.jp/>）の「各資格・検定試験とCEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）との対照表」に掲載されているものとします。

<小学校受験者を対象とした英語資格等による加点>

小学校受験者を対象として、外国語教育に必要な英語力を評価するため、以下のとおりいずれかの英語資格等を有する者を加点します。

- 中学校又は高等学校の外国語（英語）の普通免許状（試験実施年度末までの取得見込みを含む。）… 10点
- CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）B2相当以上… 10点
- CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）B1相当… 5点

なお、2022年度（2021年度実施）採用候補者選考試験以降は、上記の英語資格等を有する者をより高く評価する場合があります。

13 その他

高等学校の水産については、三級海技士の海技免状を有し、出願時点で、5年以上の船舶に関する実務経験を有する者も受験できます。詳しくは、次頁の「試験についてのお問い合わせ先」に御連絡ください。

各資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省 (平成30年3月)

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R/ TOEIC S&W
C2	230 200	(230) C2 Proficiency (180)	3299 2600	各級CEFR 算出範囲 (3299) 1級 2630	9.0 8.5				
C1	199 180	(190) C1 Advanced (160)	2599 2300	2級 2304 (2599)	8.0 7.0	400 375	800	120 95	1990 1845
B2	179 160	(170) B2 First / for Schools (140)	2299 1950	準1級 2304 (2299)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72	1840 1560
B1	159 140	(150) B1 Preliminary / for Schools (120)	1949 1700	2級 1980 (1949)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42	1555 1150
A2	139 120	(120) A2 Key / for Schools (100)	1699 1400	準2級 1728 (1699)		224 135	415 235		1145 625
A1	119 100	各試験CEFR 算出範囲 (100)	689 270	3級 1456 (689)					620 320

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

□は各級合格スコア

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有しているとは認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ TOEIC L&R/ TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍して合算したスコアで判定する。

※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

報告事項 2

平成 30 年度山口県公立高校生学習状況等に関するアンケート集計結果について（概要）

1 目的

山口県の公立高校生の学習意欲、学習習慣及び生活習慣等を把握・分析し、その状況及び課題を各学校に提示することにより、P D C A サイクルによる教育活動の改善、教員の学習指導の充実や生徒の学習状況の改善等に資する。

2 対象校

公立高等学校全日制課程（本・分校別、校舎別とし、中等教育学校後期課程を含む。）

3 対象生徒

各学年から 1 クラス分の生徒（30～40 人程度）を抽出

4 実施日

平成 30 年 10 月の任意の日

5 アンケート項目

- 学習の取組等に関する質問（10 問）
 - 学習習慣に関する質問（8 問）
 - 各教科（国語・数学・英語）に関する質問（17 問）
 - 生活習慣に関する質問（7 問）
- 合計 42 問

6 実施校数及び回答生徒数

実施校数：59 校、回答生徒数：6,307 人

7 集 計

統計的に処理するため、2,952 人（1 年：980 人、2 年：1,008 人、3 年：964 人）を集計対象として抽出して実施

8 結果の概要（県全体） ※ 詳細は 報告事項 2 別冊資料

（1）学習の取組等について （ ）内は平成 28 年度調査の数値

- 授業の目標（めあて・ねらい）を理解して取り組んでいる生徒の割合は 88%（75%）
- 学習した内容を振り返ったりまとめたりしている生徒の割合は 57%（52%）
- 生徒の間で話し合ったり、発表し合ったりする活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う生徒の割合は 79%（69%）

（2）学習習慣について

- 学校の授業以外の学習に取り組んでいる生徒の割合
 - ・ 宿題：91%（88%）、予習：40%（29%）、復習：59%（42%）
- 学校の授業以外の学習に、計画的に取り組んでいる生徒の割合は 58%（40%）

（3）各教科（国語・数学・英語）について

- 教科の学習が大切だと思う生徒の割合
 - ・ 国語：93%（89%）、数学：88%（78%）、英語：93%（89%）
- 教科の学習が将来社会に出たときに役立つと思う生徒の割合
 - ・ 国語：91%（86%）、数学：71%（62%）、英語：92%（89%）
- 英語の外部検定試験を受験予定の（受験した）生徒の割合は 51%（－）

（4）生活習慣について

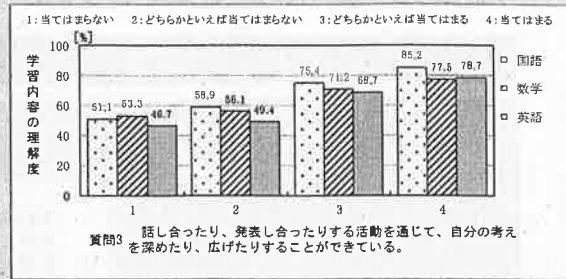
- 平日、読書をしている生徒の割合は 41%（38%）
- 平日、睡眠時間が 6 時間未満の生徒の割合は 36%（－）

(5) クロス集計

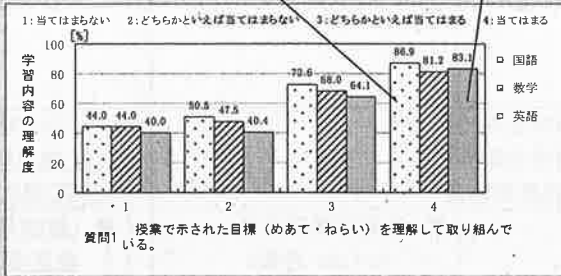
《 教科（国語、数学、英語）の学習内容の理解度 》

「質問1」で「4: 当てはまる」と回答した生徒のうちの86.9%が「国語の学習内容をよく理解できている」と回答した。

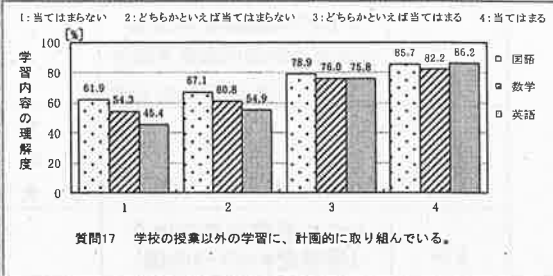
「質問1」で「4: 当てはまる」と回答した生徒のうちの83.1%が「英語の学習内容をよく理解できている」と回答した。



話し合ったり、発表し合ったりする活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている生徒ほど、教科の学習内容をよく理解できている。



授業で示された目標（めあて・ねらい）を理解して取り組んでいる生徒ほど、教科の学習内容をよく理解できている。



学校の授業以外の学習に、計画的に取り組んでいる生徒ほど、教科の学習内容をよく理解できている。

9 今後の取組

アンケートの集計結果を踏まえ、今後、生徒の学力向上に向けて、全県的に取り組みたいポイントをまとめました。

① 学校の組織力の充実
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた組織的な授業改善の推進

- 授業開始時に目標（めあて・ねらい）を明示し、主体的・能動的な学びを組織的に推進
- 授業の最後に学習したことを振り返る活動の充実による学習内容の確実な定着

学力の伸長

② 教員の授業力の向上
各教科における「見方・考え方」を働かせた学びを実現する授業の実践

- 単元や題材における教科等ならではの「見方・考え方」の明確化、学習課題や発問の構想
- 話し合う活動、横断的・総合的な学習等を通じて、「見方・考え方」を働かせる学びの充実

学ぶ意欲の向上

③ 学校・家庭・地域の連携力の強化
「予習 - 授業 - 復習」のサイクルの確立に向けた家庭等との連携強化

- 家庭学習（宿題、予習、復習）を生かした授業展開の推進
- 授業内容の理解や家庭学習の状況など、保護者等に生徒や学校情報の積極的な発信

学習習慣の確立

山口県いじめ調査検証委員会調査結果を受けた今後の取組スケジュール(案)

★諸会議(席)

主な提言		学校におけるいじめ防止等のための対策支援		相談体制の充実
		<ul style="list-style-type: none"> 学校毎にいじめ防止等対策に差異がないように各学校のいじめ防止等の対策の定期的な調査指導・助言の実施 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ定義の正確な理解 いじめの確実な認知 生徒情報の共有 組織的ないじめの認知・対応の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> SC、SSWによる相談体制充実 弁護士によるいじめ予防 SNS相談体制構築
月	いじめ対策組織等による進行管理			
2019 2月	総合教育会議 教育委員会会議	▼ 学校基本方針の検証・改定(1月～) ▼ 通知発出(報告書概要版送付) ★ 公立高等学校等地區別校長会議		
3月	いじめ問題調査委員会 ※次年度取組内容意見聴取 教育委員会会議			
4月		★ 公立高等学校等校長会議 ★ 市町教育長協議会 ★ 小・中学校長研修会		■ SC.SSW事業(通年) ■ (新)教育相談体制調査研究(週5日)
5月	いじめ問題対策協議会(担当者ネットワーク会議) ※取組内容周知・連携強化	▼ 生徒指導研修会(いじめ・自殺)		■ (新)弁護士いじめ予防教室(高校10校)
6月		● (新)いじめ防止実践事例集配付・活用		
7月				■ (新)SNS相談
8月				
9月	総合教育会議	▼ 法に基づく対応、取組点検		
10月	いじめ問題調査委員会(定例) ※取組状況点検・改善	▼ いじめ防止取組状況調査		
11月	いじめ問題対策協議会(定例) ※取組状況報告・連携強化			
12月				
2020 1月		▼ 学校基本方針の検証・改定(～4月)		
2月	総合教育会議 教育委員会会議 ※取組報告・意見聴取			
3月				

	研修体制の充実		部活動の適切な実施	自殺予防教育の推進
4の教育	・ 情報モラル研修(教員)	・ 情報モラル教育(生徒)	・ 顧問の適正配置 ・ 部活動に係る研修	・ SOSの出し方に関する教育の実践
		■ (新)警察情報モラル教室(全高校新入生)	● (新)部活動指導の手引き配付・活用	
	▼ サテライト研修(随時)		▼ 高校体育主任会 ■ 部活動応援事業	■ (新)思春期グローイングハートプロジェクト事業
5		■ セイフティネットセミナー(高校10校)		▼ 生徒指導研修会(いじめ・自殺/再掲)
			▼ 部活動指導員研修会	
	▼ 初任研(全校種) ▼ 専門研修(希望者)		▼ 小・中学校体育主任会(地区別)	▼ 自殺予防教育研修会(管理職・教職員) ▼ 自殺予防研修会(教職員)
			▼ 学校体育セミナー	
			▼ 部活動指導者研修会	

協議事項

番号	件 名	主 管 課
1	山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）について	社会教育・文化財課
2	運動部活動の在り方に関する方針について	学校安全・体育課

「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）」最終案について

1 策定の経緯

年 月 日	内 容
H30. 2. 14	平成 29 年度 山口県子ども読書活動推進協議会 第 3 次計画の取組状況、成果と課題について諮問
4. 20	国の第 4 次基本的な計画 閣議決定
6. 19	平成 30 年度 第 1 回山口県子ども読書活動推進協議会 計画骨子案について諮問
10. 4	平成 30 年度 第 2 回山口県子ども読書活動推進協議会 計画素案について諮問
11. 21	教育委員会会議 計画素案について協議
12. 10	県議会文教警察委員会 計画素案を報告
H31. 1. 31	平成 30 年度 第 3 回山口県子ども読書活動推進協議会 パブリック・コメントの結果を報告、最終案について諮問
3. 5	県議会文教警察委員会 パブリック・コメントの結果・最終案を報告

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間

平成 30 年 12 月 18 日（火）～平成 31 年 1 月 17 日（木）

(2) 計画素案の公表方法等

県庁 1 階の情報公開センター、各地方県民相談室等に素案を備えつけるとともに、
県民の皆様が自由に閲覧できるよう県ホームページに素案を掲載

(3) 募集方法

はがき、封書、ファックス、Eメールで意見・提案を募集

(4) 提出意見の状況

10 名から 85 件

(5) 意見の内訳

項 目	件 数
計画全般に関するもの	17
趣旨、第 3 次計画の取組状況に関するもの	23
基本方針に関するもの	7
取組に関するもの	26
概要版、パブリック・コメントの制度に関するもの	12

3 最終案の概要（素案の修正概要）

パブリック・コメントでいただいた85件の意見について検証・検討を行い、必要に応じて、記載内容を修正するとともに、その他の修正を行いました。

(1) パブリック・コメントを反映した主なもの（18件）

意見の内容	修正内容	頁
「取組の成果と課題」は、「取組の現状及び成果と課題」に修正。【3件】	「取組の現状及び成果と課題」に修正。	3 6 9
地域における課題の中に、児童サービスを提供できる司書の配置と研修の保障を盛り込む。	課題に公立図書館における児童サービス担当者の配置を記載。	8
「県立学校図書館担当事務職員実務研修会」について、参加人数だけでは充実した研修が実施されているか不明。【2件】	研修会の内容等を記載。	9
県内公立図書館で図書館協議会が9市だけにしか設置されていないので、図書館協議会の設置による点検評価の必要性について記述が必要。	図書館協議会の設置を記載。	17
「学校図書館の整備・充実」で、「学校図書館の情報化」についても論及することが必要。	「学校図書館の整備・充実」に学校図書館の情報化の推進を記載。	21
読書ボランティアの活動を支えるために司書教諭や学校司書との連携の必要性を記載することが必要。	読書ボランティアと学校との連携・協働を記載。	21
現状を分析する上で必要なデータや審議経過、策定委員、関連部署名等が必要。【9件】	資料編として子どもの読書活動に関するデータ、「山口県子ども読書活動推進協議会の状況」「推進計画関係部課」を掲載。	28 以降

(2) その他の修正したもの（山口県子ども読書活動推進協議会意見等）

意見の内容	修正内容	頁
コミュニティスクールについての説明が必要。	注釈に説明を追記。	20
子ども読書支援センターによる情報提供の対象として、家庭や学校に加え「地域」を記載することが適当。	「地域」を追記。	24
高校の努力目標の充実が必要。	「(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合」に高校の目標値を追加。	27

4 今後のスケジュール

時期	内容
3月20日	教育委員会会議 パブリック・コメントの結果・最終案の報告・協議
3月 下旬	策定・公表

「山口県子ども読書活動推進計画（第4次計画）素案」に対する
パブリック・コメントの概要について

1 募集期間

平成30年12月18日（火）から平成31年1月17日（木）まで

2 計画素案の公表方法等

県庁1階の情報公開センター、各地方県民局相談室等に備えつけるとともに、県民の皆様が自由に閲覧できるよう県ホームページに素案を掲載

3 募集方法

はがき、封書、ファクス、Eメールで意見・提案を募集

4 意見の件数

10名85件

5 意見の内容と県の考え方

《計画全体に関すること》（9項目17件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1 2	全ての子どもたちに平等な読書環境が整うよう、より積極的な内容の推進計画になるように、第4次計画を検討してほしい。 【2件】	基本方針に読書活動を支える環境の整備を掲げ、引き続き充実に努めてまいります。
3	「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念をふまえ、「推進計画」は「子どもの読書環境の基盤整備」を重視することこそが重要である。	
3 4 5 6 7 8 9 10 11	現状を分析する上で必要なデータや審議経過、策定委員、関連部署名等を示してほしい。 【9件】	資料編として子どもの読書活動に関するデータ、「山口県子ども読書活動推進協議会の状況」「推進計画関係部課」を掲載いたしました。
12	「読書」以前に「活字」に親しむための手段としての『新聞の活用』が当素案内に殆ど見受けられないのは施策として不十分であり、何らかの内容追加、あるいは別途施策立案すべき。	新聞を活用した学習を進めるため、引き続き学校への新聞の配備に努めてまいります。
13	個別自治体の現状を明示すべき。明示しないのであれば、対応が遅れていると思われる自治体に対する県の対応を明示すべき。	各自治体の公立図書館に対し、山口県子ども読書支援センターを中心に支援を進めてまいります。
14	公立図書館、学校図書館については現状維持に止まっており、意欲的な教育投資により職員配置や資料整備の充実を図る内容にしていきたい。	いただいた御意見は今後の施策推進の参考にさせていただきます。

15	市町の図書館とも学校単位での連携ができるよう、交流の機会を増やしたり、互いの交流の際の交通費など財源の確保が出来たりするとよい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
16	「学校図書館」には「読書センター」だけではなく「学習センター」「情報センター」としての役割がある。探究型の学習に対応できる学校図書館となり、優秀な人材を育てるための計画となってもらいたい。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
17	全てのパブリック・コメントを審議会の俎上に乗せ、検討されたい。	山口県子ども読書活動推進協議会において、検討いたしました。

《第1章》（1項目1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条の基本理念を押えることが重要であり、計画策定の趣旨に明記していただきたい。	御意見を踏まえ、計画策定の趣旨に記載しました。

《第2章》（10項目22件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
19 20 21	「取組の成果と課題」は、「取組の現状及び成果と課題」に修正して欲しい。【3件】	御意見を踏まえ、「取組の現状及び成果と課題」に修正しました。
22 23 24 25 26	まず取組による現状（現状の公立図書館、学校図書館の資料整備や司書等職員配置等）について具体的に記述し、その分析に基づく課題を明示してほしい。特に、県立学校の学校司書の実態について、この計画で明らかにすべき。【5件】	現状のうち特徴的なものについて表記しています。また、資料編として子どもの読書活動に関するデータを掲載しました。
27	「課題」として「家庭での読書の勧め」の調査結果が挙げられているが、大切なのは、環境を整えることである。他の的を射た調査結果によって課題を洗いだしていただきたい。	国の基本計画においても、子どもが読書に対する興味や関心を引き出せるよう働きかけることが望まれており、課題の一例として掲載しました。
28	児童書の貸出冊数については、子どもが利用しているとは限らず、環境の整備が進んでいるかどうかはわからない。	直接的、間接的に子どもの読書活動に繋がっていると考えられることから、貸出冊数の増加を成果の一つととらえています。
29	公立図書館における、資料費の低迷や職員体制の甚だしい脆弱化等、深刻な課題を明記すべき。	資料編にありますように、公立図書館における児童書購入冊数は増加傾向にあります。御意見を踏まえ、公立図書館における児童サービス担当者の配置を課題に記載しました。
30	地域における課題の中に、児童サービスを提供できる司書の配置と研修の保障を盛り込んでほしい。	

31 32 33 34	読書ボランティアは、公立図書館司書や学校司書の代替ではなく、活動するためには司書や学校司書の配置が不可欠であることを明記していただきたい。【4件】	読書ボランティアは、子どもの読書活動推進を支える大切な人材と考えております。読書ボランティアは公立図書館や学校をはじめ、幼稚園や保育所、認定こども園、公民館、子育て支援センター、地域の行事等、幅広い場面で活躍されており、その充実に向けた課題を記載しております。
35	読書ボランティアの記述が多すぎるように思う。	
36 37	「県立学校図書館担当事務職員実務研修会」について、参加人数だけでは充実した研修が実施されているか不明。充実した研修を実施するには、学校司書になるまでに基本的なことを履修していることが不可欠である。専門性を問われていない兼務の事務職員に対する実務研修が、学校司書を養成する充実した研修になるとは推察できない。【2件】	御意見を踏まえ、研修会の内容等について掲載しました。今後も児童生徒にとって利用しやすい学校図書館づくりに向けた研修の継続に努めてまいります。
38 39 40	学校における課題として、学校司書を全く取り上げていない。国の学校教育をめぐる方向性を考え、読書活動を推進するためには各学校に専任で専門的な力量をもった学校司書の配置が必要であり、県立学校図書館における事務職員の学校司書兼務、非正規職員、複数校兼務等の課題を挙げるべきである。【3件】	小・中学校においては、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校司書の配置に努めるよう各市町教育委員会に促します。また、県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

《第3章》（4項目7件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
41	県の現状から基本方針「県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進」の文言は削除すべき。	子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校が連携・協働した県民総ぐるみによる取組が重要であると考えています。
42	小学生中学年「最後まで本読み通すことができる子とそうでない子の違いが現れ始め、・・・」は「できる子と、そうでない子が現れ始める」「できる子と、そうでない子の違いが現れ始める」等はどうでしょうか。後述に、本を読み通すことができる子の傾向が記述されていますが、本を読み通すことができない子への記述がないことも少し気になった。	御意見を踏まえ、「現れ始める。」に修正しました。
43 44 45 46	基本方針「Ⅱ子どもの読書活動を支える人材の育成」を「子どもの読書活動を支える職員（司書）の配置と人材育成」と修正し、公立図書館司書と司書教諭や学校司書について、その役割と配置や育成に関するより具体的な記述が必要である。【4件】	司書等の役割や配置、育成については基本方針や子どもの読書活動推進のための方策に記載しているところです。いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。

47	国は学校司書に対する法制化もなし、重要性を述べているが、本計画に「学校図書館に学校司書が必要である」ことを明白にしていないのは如何なものか。	学校司書の配置については、「子どもの読書活動推進のための方策」に明記しています。 小・中学校においては、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、学校司書の配置に努めるよう各市町教育委員会に促します。また、県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。
----	--	--

《第4章》（11項目15件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
48	特別な支援を必要とする子どもたちへの支援に、誰でも利用できるような epub 形式のデジタル図書の活用、推進があったらよい。	御意見を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実に努めてまいります。
49	県内公立図書館で図書館協議会が9市だけにしか設置されていないので、図書館協議会の設置による点検評価の必要性について記述していただきたい。	御意見を踏まえ、図書館協議会の設置について記載しました。
50	「学校図書館の整備・充実」の前に、「学校図書館の役割」についての項目を設けて明記すべき。	「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における役割」の中で、学習指導要領における学校図書館の重要性について記載しています。
51	「学校図書館の整備・充実」で、「学校図書館の情報化」についても論及することが必要。	学校図書館の情報化の推進は重要と考えており、御意見を踏まえ、追記しました。
52 53	「公立高等学校等においても、学校図書館機能の充実をめざして、計画的な図書資料の整備の充実を促します」を「公立高等学校等においても、図書購入費の大幅な増額により学校図書館の豊富で多様な図書資料の整備充実を年次的に図ります。」に訂正していただきたい。【2件】	各高等学校では、生徒や教職員の要望を反映するほか、専門高校においては、それぞれの分野における専門書の充実を図る等、蔵書の充実に努めています。 県財政が非常に厳しい状況にある中、予算の大幅な増額は困難ですが、今後とも、予算確保に努め、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
54 55	県の「学校司書を兼務する事務職員」を配置する施策の方向性は県内市町の学校司書配置をめぐる施策にとって大きなマイナスである。国の「基本計画」にもあるとおりモデルカリキュラムの履修者である専任・専門の学校司書の配置を促進すること（当面は司書有資格者）を盛り込むべき。【2件】	県立学校においては、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
56 57	県立高等学校等について、市町の模範となるような「学校司書」の配置を求める。 山口県の将来を担う子どもたちに、高等学校で情報収集と情報活用能力を確実に身につける場を確保するためにも、高等学校に「学校司書」の配置を進める計画にしていきたい。 【2件】	高等学校を含む県立学校では、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たるといった基本的な考えのもと、全ての学校に学校司書を兼務する事務職員を配置しています。

58 59	公立高等学校等においては、学校図書館の機能を十分に果たせるよう、専任・専門の学校司書のモデル校への配置を年次的に進めることを記載してほしい。【2件】	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
60	特別支援学校でも、事務職員との連携が今までよりも強化できると、教諭が整備に関わる業務の時間が減り、利用指導の方に力を入れることができるように思う。	引き続き、司書教諭や学校図書館担当教員が、学校司書を兼務する事務職員と連携して学校図書館の運営に組織的に当たるよう事務執行体制の整備に努めてまいります。
61	公立高等学校等における司書教諭等と学校司書が連携した事務執行体制の整備に努めることの記述を学校司書だけの記述にしてほしい。	学校図書館ガイドラインに示されている「学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。」という趣旨を踏まえ、本県では、学校司書を兼務する事務職員と、司書教諭や学校図書館担当教員等が連携して学校図書館の運営に組織的に当たることとしています。 いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
62	「公立小・中学校においては学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため～」は、「～児童生徒の読書活動や学習活動を適切に支援するため」と「学習活動」を加えて欲しい。	御意見を踏まえ、学習活動を追記しました。

《第5章》（7項目11件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
63 64	「県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進」とあるが、行政の積極的な姿勢が伺えない。第5章の財政上の措置で、具体的に人員配置、蔵書増のための財政協力を記してほしい。過去の程度の財政上の措置を講じてきたのかも明示すべき。【2件】	各自治体により財政事情が異なるため、それぞれの実情に応じて、財政上の措置に努めることとしております。
65	公立図書館の図書館司書の正規雇用や学校図書館を含めた人への予算確保、図書資料費の増額を検討してほしい。	
66 67	「努力目標の設定」は「推進指標の設定」に修正し、表の項目も「指標名」にしてほしい。	この度の計画改定において、項目数の増加や可能な限り具体的な目標数値を掲げるなどの充実を図ったところであり、名称に関わらず、子ども読書活動推進協議会における点検・評価等により、適切な進行管理に努めてまいります。

68 69	専任、専門、正規の図書館司書、学校図書館司書の雇用等を目標として挙げるべき。 【2件】	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
70	努力目標の「読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合」に、ボランティアの役割と資質を明記してもらいたい。また、その活動を支えるために司書教諭や学校司書との連携の必要性も入れていただきたい。	読書ボランティアは、読書に親しむ機会の提供や図書館の環境整備をはじめ、主体的かつ多様な活動により、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たされているものと考えております。また、司書教諭や学校司書を含めた学校との連携については、追記いたしました。
71	「授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校の割合」の目標値を100%に設定するのであれば、それが可能となる学校図書館の条件整備ができてきているかの検証がまず必要であり、むしろ条件整備をこの「計画」に盛り込むべき。	授業をはじめ、学校図書館を計画的に活用するよう、工夫・改善を図ってまいります。
72 73	「授業において学校図書館を活用した県立高等学校、特別支援学校等の割合」の目標値100%はどのような実態を想定しているのか、また、なぜ高校だけなのかを示して欲しい。【2件】	学習指導要領においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る」とされていることから、教科の特性に応じ、探究的な活動などでの活用を推進してまいります。なお、小・中学校においては、ほとんどの学校で活用されているため、改めて努力目標に掲げていません。

《概要版》（2項目2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
74	「4 計画の構成」の「第3次計画（H25～H29）」と、「第4次計画（2018～2022）」は、形式をそろえるとよい。	御意見を踏まえ、西暦に統一いたしました。
75	「5 基本方針」の「子どもの自主的な読書活動を推進。」は、「推進」または「推進する。」にすると良い。	御意見を踏まえ、「推進する。」に修正しました。

《パブリック・コメントについて》（10項目10件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
76	意見募集期間に年末年始も含めた上で、同時期に意見募集計4案件実施の中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じる。素案中に不足している資料等もあると感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。	本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
77	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	

78	この時期（年未年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願う。パブリック・コメントを適切に実施するための恒久的対策（意見募集期間に年未年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長等）をお願いする。	
79	<p>パブリック・コメントについて県行政として「年未年始を含む期間の回避」「年未年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示広報等）がなされたかどうか明示願う。</p> <p>対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p> <p>対応があった場合は、なぜ当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応が取られていないのか明示願う。</p>	
80	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	<p>パブリック・コメントの実施については、県ホームページに掲載するとともに、記者配布を行い、新聞広告（12月26日付け山口新聞）により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は、年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
81	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願う。	限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
82	意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	
83	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	本計画は、学識経験者や学校、公立図書館、民間読書団体、保護者団体により構成される山口県子ども読書活動推進協議会において、関係者からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて作成しています。
84	年代の西暦元号併記はわかり易くありがたい。パブリック・コメント/県民意見募集の資料の定型仕様として頂きたい。	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
85	各頁下の語句説明も有難い。説明実施語句の再確認を実施の上、パブリック・コメント/県民意見募集の資料の 定型仕様として頂きたい。	いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。

山口県子ども読書活動推進計画 第4次計画最終案について（概要）

1 計画策定の趣旨

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づき、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、今後5年間における施策の方向性や取組を示し、子どもの読書活動をより一層推進するために策定する。また、本計画は、同法第9条第2項に基づき、各市町が子どもの読書活動推進計画を策定する際の基本となる。

2 計画期間

2018年度～2022年度（5年間）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
国	第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(2013・5月策定)					第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(2018・4月策定)				
山口県	山口県教育振興基本計画 2013～2017					山口県教育振興基本計画 2018～2022				
	山口県子ども読書活動推進計画第3次計画 2013～2017					山口県子ども読書活動推進計画第4次計画 2018～2022				

3 第3次計画期間における取組状況

子どもの読書活動の推進における取組の課題

(1) 家庭における課題

- 保護者への意識啓発と家庭における読書の実践
読書の勧めが行われていない家庭：小学生約50%、中学生約60%（2017年）
- 家庭への情報提供

(2) 地域における課題

- 子ども読書活動推進計画の策定・改定等、市町の取組の促進
- 公立図書館における児童サービスの充実
- 若い世代のボランティア育成やボランティア活動を行うための機会の提供、学校や公立図書館との連携促進等、読書ボランティアの充実
- 中学生・高校生を対象とした読書啓発の充実

(3) 学校における課題

- 学年進行に伴う読書離れに対する、発達の段階ごとの特徴を意識した取組や読書に関心をもつきっかけづくり
- 11学級以下の学校における司書教諭有資格者の配置
配置状況：小学校42%、中学校60%、高校75%（2018年）
- 自主的な読書活動の推進
- 高校における公立図書館との連携
公立図書館と連携している高校の割合：15.7%（2016年）

4 計画の構成

- ◇ 全5章で構成
- ◇ 第4章「子どもの読書活動推進のための方策」の取組を基本方針の3つの柱のもと、再整理
- ◇ 各実施主体について、それぞれの役割を明示

第3次計画 (2013～2017)	第4次計画 (2018～2022)
第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって
第2章 第2次計画期間における取組状況	第2章 第3次計画期間における取組状況
第3章 子どもの読書活動推進に関する基本方針 <ol style="list-style-type: none"> 1 県民総ぐるみによる読書活動の推進 2 読書活動を支える環境の整備 	第3章 基本方針 <ol style="list-style-type: none"> I 県民総ぐるみによる読書活動の推進 II 子どもの読書活動を支える人材の育成 III 普及啓発活動
第4章 子どもの読書活動推進のための方策 <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭における子どもの読書活動の推進 2 地域における子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立図書館における推進 (2) 児童館や公民館における推進 3 学校等における子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園や保育所等における推進 (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における推進 4 県民総ぐるみで子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進 (2) 社会的気運の醸成 	第4章 子どもの読書活動推進のための方策 <ol style="list-style-type: none"> I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 家庭の役割 イ 家庭における子どもの読書活動の推進 2 地域における取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立図書館における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 図書館の役割 イ 図書館における子どもの読書活動の推進 (2) 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割 イ 児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における子どもの読書活動の推進 3 学校等における取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園や保育所、認定こども園における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 幼稚園や保育所、認定こども園の役割 イ 幼稚園や保育所、認定こども園における子どもの読書活動の推進 (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組 <ol style="list-style-type: none"> ア 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割 イ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における子どもの読書活動の推進 II 子どもの読書活動を支える人材の育成 III 普及啓発活動 IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組 <ol style="list-style-type: none"> 1 山口県子ども読書支援センターの役割 2 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進
第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項	第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

5 基本方針

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進する。

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

- ・ 社会全体での子どもの自主的な読書活動の推進や「やまぐち型地域連携教育」の活用による体制の整備など、家庭、地域、学校が連携・協働した県民総ぐるみによる読書活動を推進する。
- ・ 子どもの発達の段階ごとの読書に関する特徴に応じた自主的、対話的な読書活動の推進など、発達の段階を意識した読書活動を推進する。
- ・ 子どもが読書に親しむ機会の提供や施設、設備その他の諸条件の整備・充実など、読書活動を支える環境の整備に努める。

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・ 子どもの読書活動を支える人材の確保や資質の向上、これらの人々を指導できる専門的な人材の育成に努めるとともに、更なるネットワークの構築を図る。

III 普及啓発活動

- ・ 子どもの読書活動の重要性や効果等について普及啓発に努めるとともに、先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供、表彰による奨励等に努める。

6 子どもの読書活動推進のための方策

I 県民総ぐるみによる子どもの読書活動の推進

1 家庭における取組

- 家読（うちどく）の促進、読書活動に資する情報提供、ブックスタート等の取組の普及など、家庭における読書を支援する取組の推進

2 地域における取組

【公立図書館における取組】

- 図書館資料の充実と提供
- 子ども向け行事の開催など読書に親しむ機会の提供
- 図書の団体貸出や出張講座等による、学校や幼稚園、保育所等への支援
- 図書館の運営の状況に関する評価の実施

【児童館や公民館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組】

- 地域協育ネットの仕組みも活用した、情報提供や読み聞かせ等の読書活動の促進等

3 学校等における取組

【幼稚園や保育所、認定こども園における取組】

- 子どもが本とふれあうきっかけづくりの促進等

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組】

- 発達の段階に応じた自主的、対話的な読書活動や全校読書活動の推進等、読書指導の充実
- 学校図書館の整備・充実
- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした、地域人材や民間読書ボランティア団体との連携・協働
- 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

II 子どもの読書活動を支える人材の育成

- 公立図書館における司書の適切な配置と資質の向上
- 司書教諭及び学校司書の配置促進、専門性や資質の向上
- 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上
- 民間読書ボランティア団体のネットワーク化や研修の機会の提供

III 普及啓発活動

- 保護者に対する読書の重要性等の普及啓発
- 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進
- 優れた子ども読書活動の取組に対する表彰

IV 山口県子ども読書支援センターにおける取組

- 家庭や公立図書館、学校関係者、民間読書ボランティア等に対する資料・情報提供の充実
- 研修の実施や講師派遣等による子どもの読書活動を支える人材の育成
- 公立図書館や学校、民間読書ボランティア団体、行政機関等の連携・協働の促進

7 努力目標

努力目標	現状値	目標値
(1) 読書が好きと感じている児童・生徒の割合	小 73.7% 中 75.2% (2017年)	増加させる
(2) 公立図書館における児童書貸出冊数	3,664,176冊 (2017年)	増加させる
(3) 公立図書館における子どもの読書に関する研修会の開催市町数	13市町 (2017年)	18市町
(4) 全校体制の読書活動を行っている学校の割合	小 97.6% 中 87.8% 高 37.3% (2016年)	小 100% 中 100% 高 増加させる
(5) 読書活動に関するボランティアと連携している学校の割合	小 83.8% 中 31.3% (2016年)	小 100% 中 100%
(6) 授業において学校図書館を活用した県立高等学校・特別支援学校等の割合	—*	100%
(7) 山口県子ども読書支援センター職員の訪問相談・講師派遣回数	40件 (2013年～2017年の年間平均回数)	45件 (5年平均)

※参考 「国語科において学校図書館を活用した県立高等学校の割合」 65.4%

【題意】(續)「倍數」字關之式也為「倍數」

【解答】

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【題意】(續)「倍數」字關之式也為「倍數」

【解答】

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【題意】(續)「倍數」字關之式也為「倍數」

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【題意】(續)「倍數」字關之式也為「倍數」

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【初中】

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【高中】

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

【高中】

設此數為 x ，則 x 之 n 倍為 nx 。由題意得 $nx - x = 1980$ ，即 $(n-1)x = 1980$ 。因 x 為正整數，故 $n-1$ 必為 1980 之約數。1980 之約數有 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 12, 15, 18, 20, 22, 30, 36, 45, 44, 60, 66, 90, 99, 132, 180, 198, 270, 330, 396, 540, 660, 990, 1980。故 $n-1$ 可能為上述各數，即 n 可能為 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13, 22, 37, 61, 101, 199, 397, 1981。

「運動部活動の在り方に関する方針」(案)【概要版】

趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様で最適な形での実施をめざす。
- 本県の中学校及び高等学校段階の運動部活動を主な対象とする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 学校の設置者は、「国のガイドライン」に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。また、校長は活動方針等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置する。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正を行う。
- 学校の設置者は、部活動指導員の積極的な任用に努めるとともに、運動部顧問及び管理職対象の研修を実施する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(H25年5月文部科学省)に則るとともに、県教委が作成する「部活動指導の手引き」を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。また、学校の設置者は、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施する。

3 適切な休養日等の設定

- スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{*1}も踏まえ、以下を基準とする。

【中学校】

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- 1日の活動時間^{*2}は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 学期中は、原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点^{*3}に留意し、一時的に、週当たり2日以上以上の休養日を設定しない判断をした場合^{*4}は、少なくとも週当たり1日以上以上の休養日(週末のいずれかは原則として休養日に当てること)を設けることとする。その際においても、学校の部活動の実態等に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- 1日の活動時間は、原則、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、競技種目の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合においても、週当たりの活動時間の上限は16時間程度^{*1}とし、各学校において適切に設定すること。

【共通基準】

- 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置等の工夫

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置等を含め、実施形態を工夫する。(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等)
- 学校の設置者及び関係機関等は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- 学校の設置者及び関係機関等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備するとともに、社会教育活動への学校体育施設開放を推進する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとし、校長は参加する大会を精査する。

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体^{※5}の主催もしくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

6 安全管理と事故防止

- 校長及び運動部顧問は、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。また、運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策(ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等)、気象急変時(急な大雨、竜巻、雷等)の安全確保、適切な生徒引率(公共交通機関の利用等)などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。
- 運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。また、広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※2 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。よって、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。また、朝練習については、1日の活動時間に含み、放課後の活動時間が十分に確保できない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

※3 様々な専門学科による教育や、各校の特色ある教育等が行われていること。

※4 生徒の心身の成長が期待され、教育的な意義があると学校が判断した場合、個々の部活動について、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、一時的に活動機会を認める。

※5 山口県中学校体育連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟等の団体。

